

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条 省略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、地域が主体となって実施する研修会等の取組を支援することにより、産業振興の取組を牽引する意欲ある担い手を育成し、もって地域での新たな挑戦を促すことを目的として、次条に規定する補助対象事業の経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であって、知事が別に定める要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 産業振興に関する任意のテーマで開催する研修事業（以下「研修事業」という。）</p> <p>(2) 前号の事業効果を高めるために必要な視察研修事業（以下「視察事業」という。）</p> <p>(第4条～第17条 省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年10月21日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第2項、第9条、第11条第3項、第13条、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条 省略)</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、地域が主体となって実施する研修会等の取組を支援することにより、産業振興及び地域振興の取組を牽引する意欲ある担い手を育成し、もって地域での新たな挑戦を促すことを目的として、次条に規定する補助対象事業の経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であって、知事が別に定める要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 産業振興又は地域振興に関する任意のテーマで開催する研修事業（以下「研修事業」という。）</p> <p>(2) 前号の事業効果を高めるために必要な視察研修事業（以下「視察事業」という。）</p> <p>(第4条～第17条 省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年10月21日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第2項、第9条、第11条第3項、第13条、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

新	旧
<p>附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>(別表第 1、第 2 省略)</p>	<p>附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(別表第 1、第 2 省略)</p>